

届出が必要な対象行為の規模 (青森市景観条例施行規則第3条関係)

行為の種類		行為の規模	
		市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転		高さ 13m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの	建築面積 10 m ² を超えるもの
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ 5mを超えるもの又は延長 50mを超えるもの	高さ 1.5mを超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物(④の支持物を除く。)	高さ 13mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物		
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)	高さ 20mを超えるもの	高さ 10mを超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 13mを超えるもの	高さ(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 5mを超えるもの
	⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ(当該物件が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該物件の上端までの高さ) 5m又は表示面積の合計が 15 m ² を超えるもの	
	⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ 13m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの	高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
	⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設		
	⑨自動車車庫の用に供する立体的施設		
	⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設		
	⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設		
	⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設		
	⑬太陽光発電設備の設置		
3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の 2 分の 1 を超えるもの	
4 開発行為その他土地の形質の変更		土地面積 3,000 m ² 又は法面の高さ 5mを超えるもの	土地面積 300 m ² 又は法面の高さ 1.5mを超えるもの
5 土石の採取又は鉱物の掘採			
6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		築造面積 1,000 m ² 又は高さ 5mを超えるもの	築造面積 50 m ² 又は高さ 1.5mを超えるもの
7 木竹の伐採		伐採面積 10,000 m ² を超えるもの	伐採面積 50 m ² 又は高さ 5mを超えるもの